

人事委員会年報

平成 27 年度

新潟市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1)組織	
	(2)所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

第2章 事業概要

1	採用	10
	(1)採用試験	
	(2)採用選考	
2	昇任	16
	(1)昇任試験	
	(2)昇任選考	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	17
4	条例の制定・改廃に対する意見	22
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	25
	(1)任用関係	
	(2)給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	26
7	不利益処分に関する不服申立て	26
8	苦情相談	26
9	職員団体の登録	27
10	管理職員等の範囲	27
11	労働基準監督機関としての職権の行使	31
	(1)本市の事業所又は事務所の号別区分状況	
	(2)職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	32

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成27年4月1日現在)

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	兒玉 武雄	27. 1. 11	27. 1. 11 ～ 31. 1. 10	
委員	岡田 一久	25. 1. 11	25. 1. 11 ～ 29. 1. 10	委員長職務代理者
委員	大掛 幸子	19. 1. 11	26. 1. 11 ～ 30. 1. 10	

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃にあたり、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

(2) 準立法権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

(3) 準司法権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての不服申立てについて審査し、裁決又は決定をすること。

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成 27 年 4 月 1 日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10 人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- キ 職階制に関すること。
- ク 給与，勤務時間その他の勤務条件，研修及び勤務成績の評定，厚生福利制度に関する調査研究に関すること。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての不服申立てに関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の収受，発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算，決算に関すること。

5 予算

平成 27 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	100,675
報酬	4,440
給料	42,393
職員手当等	27,737
共済費	14,524
報償費	53
旅費	1,203
需用費	1,101
役務費	350
委託料	6,231
使用料及び賃借料	659
備品購入費	47
負担金補助及び交付金	1,937

6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 27 年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第 1 回 定例会	27. 4. 3 14:55 開会 16:20 閉会	議案 1 新潟市職員任用規則の一部を改正する規則について 2 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則及び新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則について 3 不利益処分についての不服申し立ての受理の可否について
第 2 回 定例会	27. 4. 17 15:00 開会 15:50 閉会	議案 4 平成 27 年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の実施について 報告 1 平成 27 年職種別民間給与実態調査の実施について
第 3 回 定例会	27. 5. 13 15:00 開会 16:40 閉会	議案 5 公平審査 [平成 27 年（不）第 1 号事案] 報告 2 平成 27 年 3 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について

第4回 定例会	27. 6. 3 14:55 開会 15:45 閉会	報告 3 平成 27 年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度)の申込み状況について 4 平成27年4月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 5 苦情相談について
第5回 定例会	27. 6. 17 14:55 開会 15:35 閉会	議案 6 平成 27 年度新潟市職員採用試験(高校卒業程度等)の実施について 報告 6 平成 27 年職員給与実態調査の実施について
第6回 定例会	27. 7. 1 15:00 開会 17:00 閉会	議案 7 平成 27 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 8 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 1 号事案] 報告 7 平成 27 年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度)の受験状況について
第1回 臨時会	27. 7. 7 08:55 開会 09:10 閉会	議案 9 職員を昇任させるための選考について 10 職員の昇格級決定のための承認について
第7回 定例会	27. 7. 29 16:30 開会 17:30 閉会	議案 11 平成 27 年度新潟市職員採用試験(一般行政(国際・中国語), 消防士B, 獣医師)の最終合格者の決定及び名簿の確定について 12 平成 27 年度新潟市職員採用試験(民間企業等職務経験者等)の実施について 13 平成 27 年度新潟市職員採用選考試験(身体障がい者)の実施について 報告 8 平成 27 年職員給与実態調査の概要について 9 平成 27 年5月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第8回 定例会	27. 8. 17 14:55 開会 16:30 閉会	議案 14 平成 27 年度新潟市職員採用選考試験(身体障がい者)の受験資格の一部変更について 15 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 1 号事案] 報告 10 平成 27 年人事院勧告等の概要について 11 平成 27 年職種別民間給与実態調査の概要について
第9回 定例会	27. 8. 24 14:55 開会 15:40 閉会	協議 1 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第2回 臨時会	27. 8. 28 13:25 開会 15:45 閉会	議案 16 平成 27 年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度等)の最終合格者の決定及び名簿の確定について 協議 1 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第10回 定例会	27. 9. 3 13:30 開会 15:35 閉会	議案 17 条例案に対する意見について 18 俸給の決定のための承認について 19 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 報告 12 平成 27 年6月及び7月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について

		協議 1 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 11 回 定例会	27. 9. 9 13:25 開会 16:20 閉会	議案 20 平成 27 年度新潟市任期付職員採用試験日程の一部変更について 協議 1 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 3 回 臨時会	27. 9. 16 13:30 開会 15:05 閉会	議案 21 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 協議 1 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 4 回 臨時会	27. 9. 25 13:45 開会 15:30 閉会	議案 22 平成 27 年度新潟市職員採用試験 (獣医師) の実施について 23 条件付採用期間の延長について 24 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 1 号事案] 報告 13 平成 27 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) の申込み状況について 協議 1 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 12 回 定例会	27. 10. 2 14:55 開会 16:00 閉会	報告 14 平成 27 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) の受験状況について 15 平成 27 年度新潟市職員採用試験 (民間企業等職務経験者等) の申込み状況について 16 平成 27 年 8 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 13 回 定例会	27. 10. 9 13:40 開会 13:45 閉会	議案 25 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 5 回 臨時会	27. 10. 28 14:55 開会 17:13 閉会	議案 26 平成 27 年度新潟市職員採用試験 (任期付職員) の最終合格者の決定及び名簿の確定について 27 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 1 号事案] 28 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 報告 17 平成 27 年度新潟市職員採用試験 (民間企業等職務経験者等) の受験状況について
第 14 回 定例会	27. 11. 16 14:55 開会 16:18 閉会	議案 29 平成 27 年度新潟市職員採用試験 (技能労務職員) の実施について 30 平成 27 年度新潟市任期付職員採用試験の実施について 31 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 1 号事案]
第 15 回 定例会	27. 11. 26 15:05 開会 16:38 閉会	議案 32 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 1 号事案] 非公開口頭審理 33 平成 27 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) 最終合格者の決定及び名簿の確定について 34 平成 27 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について 35 平成 27 年度新潟市職員採用試験 (獣医師) 最終合格者の決定及び名簿の確定について

		<p>36 平成 27 年度新潟市職員採用試験（任期付職員）最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>37 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案]</p>
第 6 回 臨時会	27. 11. 30 14:55 開会 15:16 閉会	<p>議案</p> <p>38 平成 27 年度新潟市水道局技能労務職員を対象とした転職試験の実施について</p> <p>39 公平審査 [平成 27 年（不）第 1 号事案]</p> <p>報告</p> <p>18 平成 27 年 9 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 16 回 定例会	27. 12. 16 14:00 開会 17:20 閉会	<p>議案</p> <p>40 平成 27 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>41 消防職員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について</p> <p>42 公平審査 [平成 27 年（不）第 1 号事案]</p> <p>43 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案]</p> <p>報告</p> <p>19 平成 27 年 10 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 17 回 定例会	27. 12. 24 14:57 開会 16:45 閉会	<p>議案</p> <p>44 新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則等の一部を改正する規則について</p> <p>45 新潟市人事委員会傍聴規則等の一部を改正する規則について</p>
第 18 回 定例会	28. 1. 13 15:00 開会 17:30 閉会	<p>議案</p> <p>46 改正地方公務員法第 21 条の 4 第 2 項に基づく任命権者への意見聴取について</p> <p>47 新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則及び新潟市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>48 公平審査 [平成 27 年（不）第 1 号事案]</p> <p>報告</p> <p>20 平成 27 年度新潟市職員採用試験（技能労務職員・任期付職員）の受験状況について</p> <p>21 平成 27 年 11 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>協議</p> <p>1 地方公務員法改正後の昇任事務等の取扱いについて</p>
第 19 回 定例会	28. 1. 27 14:55 開会 16:35 閉会	<p>議案</p> <p>48 公平審査 [平成 27 年（不）第 1 号事案] ※継続審議（第 18 回定例会提出議案）</p> <p>49 育休代替任期付職員の採用選考の委任について</p> <p>50 新潟市職員任用規則及び新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則について</p>
第 20 回 定例会	28. 2. 15 14:55 開会 17:32 閉会	<p>議案</p> <p>48 公平審査 [平成 27 年（不）第 1 号事案] ※継続審議（第 18 回定例会提出議案）</p> <p>51 平成 27 年度新潟市職員採用試験（技能労務職員，任期付職員）最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>52 職員を昇任させるための選考について</p> <p>53 新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程について</p> <p>54 条例案に対する意見について</p> <p>55 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案]</p>

		<p>報告</p> <p>22 平成 27 年 12 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>23 平成 27 年 7 月から平成 27 年 11 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について（教職員課）</p>
第 21 回 定例会	28. 2. 24 14:55 開会 16:54 閉会	<p>議案</p> <p>56 平成 28 年度新潟市職員採用試験・選考試験の実実施計画について</p> <p>57 職員を昇任させるための選考について</p> <p>58 一般任期付職員にかかる任期の更新の承認について</p> <p>59 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>60 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>61 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>62 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について</p> <p>63 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>64 「期末手当及び勤勉手当の支給について（通知）」の一部改正について</p> <p>65 新潟市職員の平成 27 年勧告改正条例の施行に伴う平成 26 年改正条例附則の規定による俸給の特例に関する規則の制定について</p> <p>66 「新潟市職員の平成 27 年勧告改正条例の施行に伴う平成 26 年改正条例附則の規定による俸給の特例に関する規則の運用について（通知）」の制定について</p>
第 22 回 定例会	28. 3. 2 14:55 開会 15:30 閉会	<p>議案</p> <p>67 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則について</p> <p>68 住居手当の支給に係る特例について</p> <p>報告</p> <p>24 平成 28 年 1 月にかかる員の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 23 回 定例会	28. 3. 16 14:57 開会 16:06 閉会	<p>議案</p> <p>69 平成 28 年度新潟市職員採用・選考の実実施計画の一部変更について</p> <p>70 職員の昇格級決定のための承認について</p> <p>71 職員の職務の級決定のための承認について</p> <p>72 俸給表の適用を異にして異動する職員の俸給決定のための承認について</p> <p>73 俸給の調整額の特例承認について</p> <p>74 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>75 「初任給調整手当の運用について」の一部改正について</p> <p>76 新潟市職員の地域手当に関する規則の一部改正について</p> <p>77 新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正について</p> <p>78 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について</p> <p>79 新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部改正について</p> <p>80 新潟市一般職の任期付研究員の給与の特例に関する規則の一部改正について</p> <p>81 公平審査 [平成 27 年（不）第 2 号事案]</p>

<p>第7回 臨時会</p>	<p>28. 3. 25 14:55 開会 17:18 閉会</p>	<p>議案</p> <p>82 職員の昇格級決定のための承認について</p> <p>83 職員の職務の級決定のための承認について</p> <p>84 俸給表適用の承認について</p> <p>85 人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認について</p> <p>86 新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>87 「初任給，昇格，昇給等規則の運用について」の一部改正について</p> <p>88 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>89 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</p> <p>90 「新潟市給与条例の運用方針について」の一部改正について</p> <p>91 新潟市職員の退職管理に関する規則の制定について</p> <p>92 新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>93 事務局職員の人事発令について</p>
--------------------	--	--

第2章 事業概要

1 採用

(1) 採用試験

平成27年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

① 実施日

ア 大学卒業程度

職 種	第一次試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格発表日
一般行政A	6月28日 筆記試験	7月15, 16日	個別面接	8月1日 作文試験 適性検査	8月18, 19, 20日 個別面接	8月31日
一般行政B		7月13日			8月21, 22日 個別面接	
社会福祉		7月17日 作文試験 適性検査	8月6日	個別面接		
精神保健福祉相談員			8月5日			
土木			8月4日			
土木(水道)			8月11日			
建築			8月7日			
電気			8月7日			
電気(水道)			8月11日			
機械			8月7日			
機械(水道)			8月11日			
化学			8月4日			
化学(水道)			8月11日			
農業	8月5日					
心理判定員	8月12日					
消防士A	6月28日 筆記試験 作文試験 ※消防士Bのみ 消防適性検査	7月17日 消防適性 検査 適性検査	8月10, 11日	集団面接		
消防士B	6月29日 体力検査 ※消防士Bのみ 適性検査		7月22, 23日	個別面接		7月30日

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格 発表日
				11月21日 作文試験 適性検査	12月 5, 6日 個別面接	
一般行政 (特別枠)	10月18日 筆記試験	11月7, 8日	個別面接	11月21日 作文試験 適性検査	12月 5, 6日 個別面接	12月17日
一般行政 (国際・中国語)	6月28日 筆記試験	7月27日	個別面接 適性検査	/		7月30日

イ 高校卒業程度

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格 発表日
				11月6日 作文試験 適性検査	11月17日 個別面接	
一般事務	9月27日 筆記試験 9月28, 29日 個別面接	10月20日 作文試験 適性検査	11月20日 個別面接	/		11月27日
学校事務A		10月22日	個別面接	11月6日 作文試験 適性検査	11月17日 個別面接	
学校事務B				/		
土木	9月27日 筆記試験	10月20日 作文試験 適性検査	11月10日 個別面接	/		
土木(水道)				/		
電気(水道)				/		
消防士	9月27日 筆記試験 作文試験 消防適性検査 10月20日 体力検査 適性検査	11月12日	個別面接	/		

ウ 免許資格職

職 種	第一次試験日	第二次試験日			最終合格 発表日
獣医師（1回目）※	7月21日	適性検査, 個別面接			7月30日
獣医師（2回目）※	11月10日	適性検査, 個別面接			11月27日
保健師	6月28日	7月17日	8月5日	個別面接	8月31日
薬剤師（行政）	筆記試験	作文試験 適性検査	8月3日		
栄養士	9月27日	10月20日	11月9日	個別面接	11月27日
司書		作文試験 適性検査			
言語聴覚士		筆記試験	11月11, 12, 13日	集団面接 個別面接	
保育士A		10月19日 作文試験 適性検査			
保育士B	10月18日 筆記試験	11月8日 作文試験 適性検査	11月14, 15日 集団面接 個別面接		12月17日

※獣医師は、第一次試験と第二次試験の区分はありません。

エ 民間企業等職務経験者

職 種	第一次 試験日	第二次試験日			最終合格 発表日
社会福祉	10月18日 筆記試験	11月8日 作文試験 適性検査	11月28日	個別面接	12月17日
土木			11月29日		
土木（水道）					
電気（水道）					
化学（水道）					
保健師			12月5日		

才 技能労務職員

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		最終合格 発表日
給食調理員	1月11日 適性検査 (筆記試験)	2月6日	個別面接 実技試験(調理) 体力測定	2月16日

力 任期付職員

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		最終合格 発表日
一般事務 (区役所区民生活課業務)	10月25日 筆記試験	11月19日	個別面接	11月27日
一般事務(大学卒業程度)	1月11日 筆記試験	2月4, 5日	個別面接	2月16日

キ 任期付短時間勤務職員

職 種	第一次 試験日	第二次試験日		最終合格 発表日
社会福祉(1回目)	9月6日 筆記試験	10月3日	個別面接	10月29日
社会福祉(2回目)	1月11日 筆記試験	2月5日	個別面接	2月16日

② 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	合格者数	倍率
大学卒業 程 度	一般行政 A	351	268	35	7.7
	一般行政 B	269	215	13	16.5
	一般行政《特別枠》	393	341	12	28.4
	一般行政（国際・中国語）	15	13	1	13.0
	社会福祉	89	77	8	9.6
	精神保健福祉相談員	3	3	1	3.0
	土木	18	14	5	2.8
	土木（水道）	4	3	1	3.0
	建築	19	15	3	5.0
	電気	18	11	3	3.7
	電気（水道）	5	4	3	1.3
	機械	8	8	1	8.0
	機械（水道）	2	2	2	1.0
	化学	36	27	3	9.0
	化学（水道）	9	7	1	7.0
	農業	20	10	2	5.0
	心理判定員	23	19	1	19.0
	消防士 A（4/1 採用）	106	95	17	5.6
	消防士 B（9/1 採用）	43	38	13	2.9
	高校卒業 程 度	一般事務	63	59	8
学校事務 A		26	23	8	2.9
学校事務 B		82	63	4	15.8
土木		6	6	2	3.0
土木（水道）		4	4	2	2.0
電気（水道）		1	1	1	1.0
消防士		159	148	8	18.5
免 許 資 格 職	獣医師（1回目）	4	2	1	2.0
	獣医師（2回目）	4	4	2	2.0
	薬剤師（行政）	11	10	3	3.3
	保健師	46	34	6	5.7
	栄養士	45	36	1	36.0

区分	職 種	応募者数	受験者数	合格者数	倍率
免 許 資 格 職	言語聴覚士	4	3	1	3.0
	司書	93	80	4	20.0
	保育士A	137	121	36	3.4
	保育士B	187	177	17	10.4
民間企業等 職務経験者	社会福祉	34	30	5	6.0
	土木	38	36	4	9.0
	土木（水道）	2	2	1	2.0
	電気（水道）	7	6	0	
	化学（水道）	17	14	1	14.0
	保健師	9	8	3	2.7
技能労務職員	給食調理員	67	62	3	20.7
任期付職員	一般事務（区役所区民生活課業務）	101	83	12	6.9
	一般事務	81	70	15	4.7
任期付短時間 勤務職員	社会福祉（1回目）	6	5	2	2.5
	社会福祉（2回目）	9	9	5	1.8
合計		2,674	2,266	280	8.1

(2) 採用選考

ア 平成 27 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの以外は、次のとおりです。

(ア) 実施日

区分	職 種	第一次試験日	第二次試験日		最終合格発表日
身体障がい者	一般事務	10月25日	11月18日	個別面接	11月27日
	学校事務	筆記試験	11月17日		

(イ) 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	合格者数	倍率
身体障がい者	一般事務	25	23	3	7.7
	学校事務	1	1	1	1.0

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

病院事業管理者	事務職	6人
	免許資格職	81人

2 昇任

(1) 昇任試験

平成 27 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

(2) 昇任選考

平成 27 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は次のとおりです。

単位：人

任命権者 役職	市長	消防長	病院 事業 管理者	水道 事業 管理者	合計
部長	10	0	0	1	11
課長	26	6	4	3	39
合計	36	6	4	4	50

3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成27年10月9日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

報告（概要）

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「平成27年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の8俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は5,066人で、平均年齢は41.8歳であり、実際に支払われた平均給与月額は、俸給327,718円、扶養手当8,727円、管理職手当5,542円、住居手当5,184円、地域手当3,591円、その他の手当678円の合計351,440円（昨年350,889円、昨年比551円）である。

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 428 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 103 事業所について、「平成 27 年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

（注）層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 93.2%、調査実人員は 3,726 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第 1 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	25.5	28.9	—	45.6
課 長 級	23.5	27.6	—	48.9

第 2 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期 昇給 制度 あり	定期 昇 給 実 施			定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	89.1	86.4	23.9	4.8	57.7	2.7	10.9
課長級	87.5	83.6	23.6	4.3	56.7	3.9	12.5

（注）ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 33.3%（昨年 18.8%）、高校卒で 11.6%（同 12.6%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 188,591 円（同 187,125 円）、高校卒で 165,326 円（同 162,592 円）となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあっては月額 11,302 円（昨年 12,179 円）、配偶者と子 2 人にあっては月額 20,992 円（同 24,378 円）となっている。

(ウ) 特別給

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の

支給割合は所定内給与月額 of 4.19 月分（昨年 4.09 月分）に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4 月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第 4 表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
359,656 円	358,498 円	1,158 円

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
3 職員給与には、給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.10 月）は、民間における特別給の支給割合（4.19 月）を 0.09 月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年 4 月の新潟市における消費者物価指数は、昨年 4 月と比較して 0.6% 上昇している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2 人世帯では 165,900 円、3 人世帯では 189,090 円、4 人世帯では 212,270 円となっている。

(2) 人事院の勧告等

人事院は本年 8 月 6 日、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告、一般職の職員の勤務時間に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

5 本年の給与の改定

(1) 月例給

本年 4 月時点で、職員給与が民間給与を 1,158 円（0.32%）下回る事となったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との格差（1,158 円）は、俸給表の引上げ改定及び地域手当の支給割合の引上げ改定により解消を図ることとした。

(2) 特別給

前記 3(2) のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたこ

とから、0.10月分引上げることとした。

(3) 教育職員の給与等の改定

教育職員の俸給及び期末手当・勤勉手当については、従来から、任用の事情等により、新潟県の教育職員に準拠して定められ、又は同職員の例によるものとされている。このことを踏まえ、教育職俸給表その他の教育職員に適用する給与に関する措置については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

6 その他給与に関する課題

(1) 獣医師に対する初任給調整手当

食品の安全や動物の愛護といった、今後も重要性が高まると考えられる業務を担う獣医師について、近年は採用者数が採用予定者数を下回るなど、安定的な確保が困難な状況となっていることから、都道府県の実況を考慮し、平成28年4月1日から獣医師に対し初任給調整手当を支給することとする。

(2) 再任用職員の給与

再任用職員の給与については、民間事業所における再雇用者の給与の動向や国等における再任用制度の運用状況等を踏まえながら、引き続き、そのあり方について検討を行う。

(3) 人事評価の給与への反映

人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする旨を定めた改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、勤務成績に応じた昇給機会の確保など給与への反映が適切に行われるよう、必要な措置について検討を行う。

7 給与制度の総合的見直し（平成28年度において実施する事項）

(1) 地域手当の支給割合の改定

本市及び人事委員会規則に定める支給地域（見直しのない地域を除く）に勤務する職員の支給割合を0.28～1.78%引上げ。なお、医療職俸給表（1）の適用を受ける医師等の特例措置は、人事院勧告に準じた取扱いとする。

(2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額及び加算額の限度について、人事院勧告に準じた取扱いとする。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

高い意欲を持つ受験希望者に対応するとともに、広報活動の充実・試験内容等の検討を進め、引き続き広く人材を求めていく。また、面接試験において受験者の人物をより適切に評価できる手法について研究を進めていく。

(2) 人材の育成

人事評価の結果を開示することで職員が自主的に弱みを改善し、長所を伸ばす契機となるため、研修等により自己啓発や能力開発を図っていくことが重要である。

市民の信頼を損なう事例が多く見られるため、より一層人材育成に努めていくことを望む。

(3) 女性職員の登用

女性活躍推進法に基づき積極的な行動計画を策定すること等により、女性職員の積極的な登用に取り組んでいくことを望む。

2 職員の勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減

月 100 時間以上もの長時間残業を行っている職員が大幅に増加していることから、超過勤務の縮減に有効な対策を講じていく必要がある。

(2) メンタルヘルス対策

予防や再発防止、職場復帰の支援等個々のケースに即した対策を組織全体として粘り強く進めていくとともに、改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度を適切に運用し、職員のメンタルヘルス不調の未然防止等に努めていく必要がある。

(3) 仕事と家庭の両立支援の推進

男性職員の育児休業及び子育て目的の特別休暇の取得を促進するためには、制度の周知や研修等により組織全体で意識啓発に取り組み、男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。

3 高齢期の雇用問題

再任用職員の増加が予想されることから、再任用職員を活用するポストの確保が課題であり、職員の意向を踏まえフルタイムとしての活用を積極的に進めていく必要がある。また、再任用職員が増加する中で、若手職員を安定的・計画的に確保し、人事の新陳代謝を図ることが可能となるような人事管理を行っていく必要がある。

今後も高齢期雇用のあり方については、国や他の地方公共団体の動向を注視しながら、引き続き検討を行っていくことが重要である。

4 公務員倫理の確保

昨今、懲戒処分を受ける事案が多発している事態を踏まえ、組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自信と誇りを持って働くことができるよう取り組んでいく必要がある。

5 改正地方公務員法への対応

人事評価を任用，給与，分限その他の人事管理の基礎として活用すること，退職管理の適正を確保すること等の改正が盛り込まれた地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が昨年5月公布され，平成28年4月1日から施行することになった。

人事評価により職員個々の能力や実績を公正・的確に把握し，人事管理の基礎とすることは，適材適所の人事配置や勤務成績に応じた給与等の処遇に資することになり，職員のモチベーションを高め，公務能率の向上につながることから，人事評価を人材育成に限定せず人事管理に幅広く活用していくことが求められる。

また，改正地方公務員法の施行を機に，より一層退職管理の適正を確保できるよう取り組んでいく必要がある。

勸告

次の事項を実現するため，新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号），新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例（昭和34年新潟市条例第17号），新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第165号）を改正することを勧告する。

教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)の適用を受ける職員については，それぞれ新潟県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）に規定する教育職給料表（二）（特2級を除く。）及び教育職給料表（三）（特2級を除く。）の適用を受ける職員についての給料表その他の給与に関する措置（新潟市教育職員の給与，勤務時間，休暇等に関する条例第17条で定める新潟市給与条例の規定の例によるものを除く。）に準じて所要の取扱いをすること。

4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し，又は改廃しようとするときは，議会において，人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が，議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は，次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
27. 9. 3	新潟市職員退職手当支給条例等の一部改正について（新潟市の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に係る部分を除く。）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行され、公務員についても厚生年金保険制度が適用されることに伴い、関係条例中に規定している地方公務員等共済組合法の引用部分を厚生年金保険法に改正するもの	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用法律名の変更のほか所要の整備を行うものであり、異議はない。
28. 2. 15	新潟市給与条例等の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、職員の俸給表の改定ほか所要の改正を行うもの ・地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴って所要の改正を行うもの 	<p>職員の給与等に関する勧告に基づく改正のため適当な措置と考える。</p> <p>また、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴って所要の改正を行うものであり、異議はない。</p>
28. 2. 15	新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、新潟県教育職員の給与改定に準じた所要の改正を行うもの ・地方公務員法及の改正に伴って所要の改正を行うもの 	<p>職員の給与等に関する勧告に基づき、教育職員の俸給表その他の給与に関する措置について、新潟県教育職員の措置内容に準じた取扱いとするものであり、適当な措置と考える。</p> <p>また、地方公務員法の改正に伴って所要の改正を行うものであり、異議はない。</p>

28.2.15	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（新潟市職員退職手当支給条例の一部改正に係る部分に限る。）	行政不服審査法の全部改正に伴い、引用条項や用語などの改正が必要となる条例の内、それ以外の改正箇所のない条例を、一括して改正するもの。 本条例中の第1条「新潟市職員退職手当支給条例の一部改正」が条例改正に対する意見申し出の対象であり、改正内容は引用条項等の改正。	行政不服審査法の改正に伴って所要の改正を行うものであり、異議はない。
28.2.15	新潟市職員の退職管理に関する条例の制定について	地方公務員法の規定に基づき、再就職者による依頼等の規制や再就職の届出及び公表等、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるもの	地方公務員法の改正に則ったものであり、異議はない。
28.2.15	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正及び字句改正（「条件附採用」を「条件付採用」に改正）を行うもの	地方公務員法の改正に伴って所要の改正を行うものであり、異議はない。
28.2.15	新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法の一部改正により、現行の小・中学校に加え、「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されることに伴い、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象者の定義を改めるもの ・地方公務員法の一部改正に伴う引用条項の改正 	学校教育法及び地方公務員法の改正に伴って所要の改正を行うものであり、異議はない。

5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成 27 年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

(1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等
	内容	対象	年月日
教育委員会	職務に専念する義務の特例の承認について (紀の国わかやま国体に職員参加)	1 人	承認 27. 9. 24

(2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等
	内容	対象	年月日
市長	昇格級決定のための承認について	1 人	承認 27. 7. 7
教育委員会教育長	俸給決定のための承認について	1 人	承認 27. 9. 3
教育委員会教育長	俸給の調整額の特例承認について	1 人	承認 28. 3. 16
市長	俸給決定のための承認について	1 人	承認 28. 3. 16
市長 市議会議長 消防長	職務の級決定のための承認について	4 人	承認 28. 3. 16
市長 教育委員会教育長 消防長	昇格級決定のための承認について	72 人	承認 28. 3. 16
教育委員会教育長	昇格級決定のための承認について	1 人	承認 28. 3. 25
市長 教育委員会教育長	人事交流等採用職員の俸給の決定のための承認 について	33 人	承認 28. 3. 25
教育委員会教育長	職務の級決定のための承認について	1 人	承認 28. 3. 25
市長 教育委員会教育長	俸給表適用の承認について	5 人	承認 28. 3. 25

6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 27 年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 28 年（措） 第 1 号事案	申立書に配慮した異動を行うこと	28. 3. 31	係属中

7 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、不服申立てをすることができます。

この不服申立てを受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 27 年度における不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 27 年（不） 第 1 号事案	免職処分取消	27. 3. 12	28. 2. 15 棄却
平成 27 年（不） 第 2 号事案	免職処分取消	27. 8. 27	係属中

8 苦情相談

平成 27 年度は、職員からの苦情相談はありませんでした。

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 市役所白山浦庁舎内
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内

10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

機関	職
本庁	議会事務局 局長，次長，課長及び課長補佐
	市長部局 理事，技監，危機管理監，部長，局長，担当部長，本部長， 会計管理者，部に置かれる次長，参事，課長，担当課長， 課長補佐及び課に置かれる室の室長 地域・魅力創造部の政策監，主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部政策調整課及び大都市制度・区政創造推進課の主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部の企画・広報監 文化スポーツ部の美術企画監 保健衛生部の医監 経済部の産業政策監 下水道部経営企画課の経理係長 総務部の副参事及び市長が特に命じた主査 総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長 総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部のIT政策監 総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。) 総務部職員課の安全衛生係長及び給与係長並びに給与担当の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 財務部の税務監及び副参事 財務部財務課の係長 会計課の主幹及び市長が特に命じた主査 秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事
	教育委員会事務局 教育長，教育次長，教育政策監，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長 教育総務課の総務係長及び職員係長並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 学校支援課の総括指導主事 教職員課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事

	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長，次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹，係長並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長 地域課の企画係長及び市長が特に命じた主査 総務課の総務係長及び管理財務係長
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
機関（区役所の機関を除く。）	潟環境研究所	事務局長
	東京事務所	所長及び副所長
	消費生活センター	所長
	パスポートセンター	所長
	美術館	館長及び副館長
	文化財センター	所長
	清掃事務所	所長
	清掃センター	所長
	白根環境事業所	所長
	新津クリーンセンター	所長
	処分地管理事務所	所長
	東処理センター	所長
	児童相談所	所長，副所長及び所長補佐
	児童発達支援センター	所長及び所長補佐
明生園	園長	

めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長, 副所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長, 副所長及び所長補佐
こころの健康センター	所長及び所長補佐
保健所	所長, 次長, 課長及び課長補佐
動物愛護センター	所長
食品環境センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長, 次長及び次長補佐
航空産業支援センター	所長
中央卸売市場	場長, 次長及び次長補佐
農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
食育・花育センター	所長及び所長補佐
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長, 次長及び次長補佐
技術管理センター	所長, 課長及び課長補佐
地域土木事務所	所長, 課長及び課長補佐
地域下水道事務所	所長, 課長及び課長補佐
南下水道推進室	室長
下水道管理センター	所長, 課長及び課長補佐
市税事務所	所長, 課長及び課長補佐
税務センター	所長
資産税分室	所長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長, 教頭及び事務長
中等教育学校	校長, 教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長, 次長及び次長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長, 課長及び課長補佐

	図書館(中央図書館を除く。)	館長
	総合教育センター	所長及び所長補佐
	教育相談センター	所長
	教育支援センター	所長
	学校給食センター	所長
	特別支援教育サポートセンター	所長

11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

(1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所に労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかは、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成27年4月1日現在)

所管	号別区分	事業所の名称
人事委員会	第12号 教育・研究 業	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・農業活性化研究センター・北区郷土博物館・中之口先人館・図書館・地区図書館・総合教育センター・教育相談センター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・小学校(給食場を除く。) ・中学校(給食場を除く。) ・高等学校・中等教育学校・幼稚園(給食場を除く。) ・特別支援学校(給食場を除く。)
	別表第1 の各号に 属さない 事業	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・中央卸売市場・新潟市食育・花育センター・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防署・出張所・議会事務局・教育委員会事務局・教育支援センター・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局

労働 基準 監督署	第1号 製造・加工 業	新潟市立学校給食場・給食センター
	第13号 保健・衛生 業	児童発達支援センター・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・保健所・食品環境センター・地域保健福祉センター・保育園
	第15号 焼却・清掃 業	清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理センター・白根環境事業所・新津クリーンセンター

(2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成27年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項目	件数
時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	35
健康診断結果報告書の受理	26
死傷病報告の受理	15
解雇予告除外認定	2

12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成27年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番号	公布年月日	名称	制定・改廃の概要
平成27年 第14号	27. 4. 10	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則及び新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	平成27年4月1日付組織改正に伴う改正

平成 27 年 第 15 号	27. 4. 10	新潟市職員任用規則等の一部を 改正する規則	大卒程度消防士 A の採用時期が 2 期 制（採用日：翌年 4 / 1 ・ 9 / 1 ）とな ったことに伴い、名簿の有効期間の限 度を改正
平成 28 年 第 1 号	28. 1. 7	新潟市職員の職務に専念する義 務の特例に関する規則等の一部 を改正する規則	行政不服審査法の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律の施行に伴 う関係規則の整備
平成 28 年 第 2 号	28. 1. 7	新潟市人事委員会傍聴規則等の 一部を改正する規則	行政不服審査法の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律の施行等に 伴う関係規則の整備
平成 28 年 第 3 号	28. 1. 20	新潟市人事委員会事務局の組織 等に関する規則及び新潟市職員 の営利企業等の従事制限に関する 規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴う関係規則 の整備
平成 28 年 第 4 号	28. 1. 27	新潟市職員任用規則及び新潟市 職員の任用に関する権限の一部 委任する規則の一部を改正する 規則	地方公務員法の改正等に伴う規定の 整備
平成 28 年 第 5 号	28. 2. 29	新潟市職員の初任給、昇格、昇 給等に関する規則の一部を改正 する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する 条例の施行に伴い、昇格時号俸対応表 の改正を行うもの。また、昇格時号俸 対応表の改正による不均衡の発生を 防止するための経過措置を規定
平成 28 年 第 6 号	28. 2. 29	新潟市職員の俸給の調整額に関 する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する 条例の施行に伴い、俸給の調整額に係 る調整基本額の改正
平成 28 年 第 7 号	28. 2. 29	新潟市職員の初任給調整手当に 関する規則の一部を改正する規 則	医師等に対して支給される初任給調 整手当について、手当額を人事院規則 の改定に準拠して改正
平成 28 年 第 8 号	28. 2. 29	新潟市職員の地域手当に関する 規則の一部を改正する規則	平成 27 年 4 月に実施された給与制度 の総合的見直しにおける俸給表水準 の引下げに伴う経過措置の影響によ る民間給与との較差を解消するため、 平成 28 年度以降に予定していた地域 手当の支給割合の引上げの一部を平 成 27 年 4 月に遡及して実施

平成 28 年 第 9 号	28. 2. 29	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行により、平成 27 年 12 月期以降の勤勉手当の支給割合が改正されること等に伴い、勤勉手当の成績率等を改正。また、行政不服審査法の施行に伴う不服申立制度の改正に伴い新潟市給与条例の規定が改正されたことにより、支給一時差止処分書（様式）の教示部分を改正
平成 28 年 第 10 号	28. 2. 29	新潟市職員の平成 27 年勧告改正条例の施行に伴う平成 26 年改正条例附則の規定による俸給の特例に関する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、平成 27 年 4 月 1 日から、改正条例の施行日の前日までの間に、降格した職員に係る経過措置額の算定基礎額の特例について制定
平成 28 年 第 11 号	28. 3. 7	新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則	任用規則の改正に準じて、様式における公印を省略。また、職名規則により「補職名」は廃止されているため、様式の「補職名」を「所属」に修正
平成 28 年 第 12 号	28. 3. 30	新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正により新たに人事評価が職員の身分取扱いに関する事項として規定されたことによる所要の改正
平成 28 年 第 13 号	28. 3. 30	新潟市職員の退職管理に関する規則	新たに退職管理を制度化した改正後の地方公務員法及び新潟市職員の退職管理に関する条例に基づき、必要な事項を規定
平成 28 年 第 14 号	28. 3. 30	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正及び新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行等に伴う所要の改正
平成 28 年 第 15 号	28. 3. 30	新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、獣医師に係る初任給調整手当の支給について所要の改正
平成 28 年 第 16 号	28. 3. 30	新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成 27 年 4 月に実施された給与制度の総合的見直しに関して、平成 28 年 4 月 1 日における本市及び人事委員会規則に定める支給地域（見直しのない地域を除く）に勤務する職員に支給する地域手当の支給割合の引上げ
平成 28 年 第 17 号	28. 3. 30	新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う所要の改正。また、給与制度の総合的見直しに係る人事委員会勧告に伴い、加算額の改正

平成 28 年 第 18 号	28. 3. 30	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行により、平成 28 年 4 月期以降の勤勉手当の支給割合が改正されることに伴い、勤勉手当の成績率等を改正。また、新たに基準日以前において人事委員会規則で定める日が規定されたこと、及び人事院規則 9-40 の改正に伴う所要の改正
平成 28 年 第 19 号	28. 3. 30	新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正及び新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う所要の改正
平成 28 年 第 20 号	28. 3. 30	新潟市一般職の任期付研究員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正及び新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う所要の改正

(2) 訓令

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
平成 28 年 第 1 号	28. 2. 19	新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程	新潟市職員任用規則の改正により、臨時的任用に関する人事委員会の承認に関する事項を削除

平成 27 年度

人 事 委 員 会 年 報

平成 28 年 12 月 発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
(市役所白山浦庁舎 7 号棟 1 階)

任用係 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査係 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-265-3151